

令和6年度みえ森と緑の県民税普及啓発業務 仕様書

1 目的

三重県では、平成26年度に「みえ森と緑の県民税」（以下「県民税」という。）を導入し、「災害に強い森林づくり」と、「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に沿って取組を進めています。

また、県民税を活用した事業の成果や効果の周知活動を通じて、森林の持つ土砂災害の防止や生物多様性の保全などの多面的機能について、県民の理解を深めていくため、チラシやポスター、啓発物品等を活用した普及啓発に取り組んできました。

しかし、県民を対象としたアンケート調査においては、県民税の認知度は20%程度にとどまっており、さらなる認知度の向上に向けて、新たな手法を用いた普及啓発に取り組む必要があります。

本業務は、さまざまな広報媒体を活用した幅広い普及啓発と、ターゲットを絞った普及啓発を効果的に実施し、県民税の認知度向上を図るとともに、森林の持つ多面的機能について、県民の理解を促進することを目的とします。

2 委託業務名

令和6年度みえ森と緑の県民税普及啓発業務

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) さまざまな広報媒体を活用した普及啓発（3媒体以上）

テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、YouTube、SNS、映画館CMなど、さまざまな広報媒体を活用した普及啓発を以下の点に留意しつつ、3媒体以上実施する。

- ・さまざまな年代に情報が届くよう、バランスのとれた媒体を選定すること。
- ・期間を通じてバランスの取れた普及啓発を行うこととする。
- ・県民税を活用した事業の成果や効果とあわせて、森林の持つ多面的機能について発信する内容とすること。
- ・既存の普及啓発ツール・グッズを効果的に活用すること。なお、新たに普及啓発ツール・グッズを制作することも可能とする。

(2) ターゲットを絞った普及啓発（1件以上）

県民税の普及啓発を効果的に進めるため、例えば、自然体験に関心のある方をターゲットに、キャンプ場などの自然体験施設での発信、アウトドア関係イベントでの発信、アウトドア関連企業と連携した発信など、ターゲットを絞った普及啓発を以下の点に留意しつつ、1件以上実施する。

- ・県民税を活用した事業の成果や効果とあわせて、森林の持つ多面的機能について発信する内容とすること。
- ・既存の普及啓発ツール・グッズを効果的に活用すること。なお、新たに普及啓発ツール・グッズを制作することも可能とする。

なお、(1)～(2)の業務の概要、実施方法、工程計画を含めた業務計画書を作成すること。

(3) 提案の参考資料

以下の資料を参考にしつつ、提案を実施すること。

- ・三重の森林づくりに関する県民意識調査結果報告書
<https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/000268771.htm>
- ・令和5年度実施分e-モニターの調査結果
<https://www.pref.mie.lg.jp/e-kocho/index.htm>
- ・みえ森と緑の県民税事業成果報告書
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001099416.pdf>

(4) 既存の普及啓発ツール・グッズ

以下の普及啓発ツール・グッズについて、記載の数量を限度に三重県から提供する。また、データの提供は可能とし、必要に応じて、受託者において追加で作成すること。

- | | | | |
|----------|--------------|-------|---------|
| ・チラシ | (A4サイズ1ページ) | 500 | |
| ・リーフレット | (A4サイズ観音開き) | 500 | |
| ・ポスター | (B2サイズ)(2種類) | 200 | (2種類合計) |
| ・クリアファイル | (3種類) | 1,500 | (3種類合計) |
| ・ランタン | | 45 | |
| ・軍手 | | 220 | |

- ・PR動画：データの提供

<https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/m0118500202.htm>

(5) その他

- ・業務実施にあたっては、提案事項をもとに業務内容等を三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。
- ・見積りには、委託業務の実施に必要な費用の一切を含めること。

5 成果品等の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績にかかる業務完了報告書1部及び業務で作成した電子データ等を提出すること。

成果品等の所有権は、三重県へ成果品等の引渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。

また、成果品等の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果品等の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果品等に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。

(1) 提出期限 令和7年2月28日(金)

(2) 提出先 三重県農林水産部みどり共生推進課